

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号  
ナブテスコ株式会社  
代表取締役社長 松本和幸

## 第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成19年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するように、

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送くださるか、またはインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京（郵便貯金会館）5階 瑞雲  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第4期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第4期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役10名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

4. 招集にあたって 議決権の重複行使の取扱い  
の決定事項

- (1) 株主さまがインターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 株主さまが書面およびインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
  3. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nabtesco.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、原油・原材料の高止まりや金利上昇の懸念材料がある中で、輸出の好調、設備投資の増加、雇用環境の改善を反映して、景気は緩やかな拡大基調で推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境は、国内鉄道業界の新造車両の設備投資の活発化、民間航空機業界の回復、建設機械業界の旺盛な需要に支えられ、好調を持続しました。

このような状況の中で、中期経営計画2年度の目標達成に向けて、鉄道車両関連分野における中国の在来線高速化プロジェクトへの納入の本格化、民間航空機向け飛行制御システムの大型受注、油圧機器事業では新事業の風力発電機用駆動装置の拡販など、国内外での市場の開拓、新商品の上市等を積極的に行ってまいりました。

また、津工場をはじめとする各工場の生産ラインの改善、生産性の向上を推進するとともに、海外調達の拡大等により、コストダウンに努めてまいりました。

この結果、当期の連結業績は、売上高は前期比9.5%増加の1,614億円、経常利益は同16.5%増加の168億円、当期純利益は同19.1%増加の97億円となりました。

セグメント別の事業の概況は次のとおりです。

#### 【精密機器事業】

精密機器事業の売上高は前期比13.8%減少の295億円、営業利益は同38.6%減少の35億円となりました。

精密減速機は、工作機械向けが好調に推移したものの、主力の産業用ロボット向けは、自動車業界の設備投資が調整期にあるため売上が減少し、また新工場稼働開始に伴う償却費、開発費の増加等により、減収、減益となりました。

#### 【輸送用機器事業】

輸送用機器事業の売上高は前期比21.9%増加の457億円、営業利益は同55.9%増加の54億円となりました。

鉄道車両関連分野では、国内市場はJR・民営鉄道の車両更新が活発に行われたことから生産量が増加し、また補修品の受注も増加しました。海外市場では中国の高速鉄道車両の生産増により、鉄道車両用ブレーキ装置、ドア装置などの売上が大幅に増加しました。

自動車関連分野では、国内の普通トラックは排ガス規制による代替特需が収束し、国内需要は減少傾向にあります。海外生産、輸出車両が増加しており、前期並の売上を確保することができました。

船用エンジン制御システムについては、全世界の新造船建造隻数が史上最高となり、増収となりました。

#### 【航空・油圧機器事業】

航空・油圧機器事業の売上高は前期比26.4%増加の500億円、営業利益は同53.7%増加の34億円となりました。

航空機器は、民間航空機業界が回復し、ボーイング社の生産機数増加により、売上が増加しました。

油圧機器は、油圧ショベル、ミニショベルの高水準の世界需要により、走行ユニット、バルブが好調に推移しました。また風力発電の市場規模が拡大し、風力発電機用駆動装置の売上が増加しました。

#### 【産業用機器事業】

産業用機器事業の売上高は前期比0.3%増加の361億円、営業利益は同19.8%増加の39億円となりました。

自動ドア関連分野では、国内生産台数が前期並で推移しましたが、拡販キャンペーンを強力にすすめ、主力の汎用自動ドアの売上が増加しました。一方、プラットホームスクリーンドアは、設備投資の端境期にあたり、売上は減少しました。

産業機械分野では、自動車業界の設備投資が減少したため、工作機械の売上は減少しました。また食品包装機械は飲料・惣菜向けの売上が増加しましたが、主力のレトルト食品向けが減少し、売上は前期並の水準で推移しました。

#### セグメント別情報

区 分	精 密 機 器 事 業	輸 送 用 機 器 事 業	航 空 ・ 油 圧 機 器 事 業	産 業 用 機 器 事 業	合 計
売 上 高 (百万円)	29,532	45,725	50,003	36,183	161,444
営 業 利 益 (百万円)	3,542	5,493	3,454	3,936	16,427

#### (2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループの設備投資につきましては、当期中に実施した設備投資は総額70億円であります。その主なものは、精密機器事業の新工場増設のほか、精密機器、油圧機器の生産設備を中心に、能力増強・生産合理化を目的としたものです。

当社グループの資金調達に関しましては、設備投資資金を目的として、平

成18年11月29日の取締役会において、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、110億円の資金調達を行いました。

### (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き堅調な設備投資をはじめとする国内の経済情勢に加え、中国市場の活況等により、景気は比較的順調に推移するものと予想されます。しかしながら、米国経済の動向、為替相場の動向等の不透明要素があり、経済への影響が懸念されます。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業用ロボットの主要ユーザーである自動車業界の設備投資が回復傾向にあること、鉄道車両関連分野における堅調な国内車両の更新や国内外の建設機械需要も引き続き好調に推移することが見込まれることから、比較的良好な状況で推移するものと思われれます。

このような状況の中で、中期経営計画最終年度（平成19年度）の目標達成に向けて、国内外の市場開拓、新商品の上市等を積極的に行う予定であります。

また更なる収益力の強化を目指した最適生産体制の構築、生産性改革、人材育成を推進するとともに、長期ビジョンを達成する基盤となる企業体質の強化を行ってまいります。

### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成15年度 第1期	平成16年度 第2期	平成17年度 第3期	平成18年度 第4期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	125,478	137,960	147,427	161,444
経常利益(百万円)	8,477	11,306	14,481	16,869
当期純利益(百万円)	4,232	5,625	8,211	9,783
株主資本利益率(ROE)	9.4%	11.2%	14.1%	14.3%
1株当たり当期純利益(円)	32.72	43.66	64.05	77.10
純資産(百万円)	47,718	52,471	64,189	77,109
1株当たり当期純資産額(円)	374.92	412.75	505.59	575.19
総資産(百万円)	130,683	133,602	146,894	163,223

- (注) 1. 当社は平成15年9月29日ティーエスコーポレーション株式会社および株式会社ナブコの持株会社として設立されました。  
なお、平成15年度におけるティーエスコーポレーション株式会社および株式会社ナブコの株式移転による企業結合に関する資本連結手続については、持分ブリーディング法を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。  
なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 第4期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ナブコドア株式会社	848 百万円	63.4 %	自動ドア等の販売・据付
東洋自動機株式会社	245 百万円	100.0 %	自動充填包装機械の製造・販売
ナブテスコサービス株式会社	300 百万円	100.0 %	輸送用機器の販売・据付・メンテナンス
上海納博特斯克液压有限公司	1,450 万米ドル	51.0 %	油圧機器の製造・販売・メンテナンス
Nabtesco Precision Europe GmbH	51.1 千ユーロ	100.0 %	精密減速機の販売
Nabtesco Aerospace Inc.	100 万米ドル	100.0 % (100.0 %)	航空機器の製造・販売・メンテナンス

(注) 出資比率欄の( )内は、間接所有割合(内数)であります。

### (6) 主要な事業内容

精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器の製造および販売

### (7) 主要な事業所

当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
山形工場	山形県村山市
岐阜工場	岐阜県垂井町
垂井工場	岐阜県垂井町
津工場	三重県津市
神戸工場	兵庫県神戸市
甲南工場	兵庫県神戸市
西神工場	兵庫県神戸市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
大阪営業所	大阪府大阪市
北九州営業所	福岡県北九州市

## 子会社

名 称	所 在 地
ナブコドア株式会社	大阪府大阪市
東洋自動機株式会社	東京都港区
ナブテスコサービス株式会社	東京都品川区
上海納博特斯克液圧有限公司	中国 上海
Nabtesco Precision Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ
Nabtesco Aerospace Inc.	米国 ワシントン州

### (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
3,762名	297名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略しています。
2. 連結子会社でありましたP.T.PAMIND TIGA Tの株式を一部譲渡したことにより子会社の適用範囲から除外したため、従業員数が減少しております。

### (9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,200百万円
株式会社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	5,697百万円
株式会社 三 井 住 友 銀 行	1,120百万円

### (10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、グループ全体最適の観点から経営資源の集中と効率化を図るため、米国の航空宇宙用機器メーカー、ユナイテッド テクノロジーズ インターナショナル コーポレーション社およびハミルトン サンドストランド社が保有する合弁会社エス・テイ・エス株式会社の全株式を譲受け、本年4月1日付けで吸収合併いたしました。合併による新株の発行および資本金の増加はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 127,212,607株

(3) 株主数 9,319名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議決権比率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	15,100 千株	12.05 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,131 千株	7.29 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,983 千株	7.17 %
帝 人 株 式 会 社	6,935 千株	5.53 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	4,011 千株	3.20 %
ベア スターズ アンド カンパニー	3,989 千株	3.18 %
ステート ストリート バンク アンド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー	2,827 千株	2.26 %
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	2,557 千株	2.04 %
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	2,545 千株	2.03 %
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	2,373 千株	1.89 %



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

新株予約権の数

132個

目的となる株式の種類および数

普通株式 132,000株（新株予約権 1個につき1,000株）

当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回（576円）	平成18年9月14日から 平成21年9月14日まで	20個	1名
	第2回（860円）	平成19年8月10日から 平成22年8月9日まで	112個	9名

(注) 社外取締役および監査役は新株予約権を保有しておりません。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

**【円貨建転換社債型新株予約権付社債の内容】**

平成18年11月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の内容

(ア) 社債の総額

110億円

(イ) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(ウ) 社債の発行日

平成18年12月15日

(エ) 償還の方法および期日

平成23年12月15日に本社債の額面金額の100%で償還する。

(オ) 募集方法

幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd.を買取人とする総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場における募集。

新株予約権の内容

(ア) 社債に付された新株予約権の総数

11,000個

(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額2,000円で除した数とする。

- (ウ)新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
- (エ)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
  - (a) 新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。
  - (b) 転換価額は、2,000円とする。
- (オ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (カ)新株予約権を行使することができる期間  
平成18年12月29日から平成23年12月1日の銀行営業終了時（チューリッヒ時間）までとする。
- (キ)その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 4．会社の役員状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役会長	興 津 誠	帝人株式会社取締役会長
代表取締役社長	松 本 和 幸	最高経営責任者（CEO）
代表取締役 専務取締役	秋 山 晋 一	企画本部長
専務取締役	田 中 均	技術本部長
常務取締役	*児 山 立 平	鉄道カンパニー社長
常務取締役	阿 部 裕	ナブコカンパニー社長
常務取締役	佐 和 博	パワーコントロールカンパニー社長
取 締 役	坪 内 繁 樹	精機カンパニー社長
取 締 役	*井 上 陽 一	技術本部副本部長
取 締 役	*川 田 豊	
常勤監査役	萩 原 茂 明	
常勤監査役	松 田 孝 介	
監 査 役	船 井 孝 祐	
監 査 役	石 丸 哲 也	帝人エンジニアリング株式会社代表取締役常務取締役
監 査 役	柴 山 高 一	

- (注) 1. \*印で表示の各氏は、平成18年6月27日開催の第3回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役川田 豊氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち船井孝祐、石丸哲也、柴山高一の3氏は、社外監査役であります。
4. 社外監査役石丸哲也氏は、一部上場会社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役柴山高一氏は公認会計士、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	対象人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	9名	229百万円	平成18年6月の株主総会決議に基づく報酬 限度額 取締役 年額 300百万円
監 査 役	5名	61百万円	当社設立に係る平成15年6月の株主総会決議に基づく報酬限度額 監査役 月額 6百万円
計	14名	291百万円	

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当期中に費用処理した役員退職慰労金引当金繰入額62百万円（取締役 54百万円、監査役 7百万円）を含んでおります。
2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）38百万円を支給しております。
3. 上記報酬等の額のほか、本定時株主総会での株主の皆さまのご承認を条件に、退任予定の取締役2名、監査役1名に対し退職慰労金78百万円（取締役 63百万円、監査役 14百万円）を支給する予定です。
4. 上記対象人員には、本定時株主総会で退任予定の取締役2名、監査役2名を含んでおります。
5. 上記対象人員には、無報酬の取締役1名を除いております。

## (3) 社外役員に関する事項

社外役員氏名	取 締 役	監 査 役	監 査 役	監 査 役	
	川 田 豊	船 井 孝 祐	石 丸 哲 也	柴 山 高 一	
他の会社の役員・社外役員等の兼任状況	1 株式会社 神戸製鋼所常務 執行役員	該当なし	帝人エンジニア リング株式会社 代表取締役常務 取締役	ソフトバンク株 式会社社外監査 役	
当 事 業 年 度 の 活 動 状 況	取締役会出席状況	2 78.6%	100%	94.4%	94.4%
	監査役会出席状況		100%	91.7%	83.3%
取締役会発言状況	社外役員としての立場から、各人より必要な発言、助言がありました。				
監査役会発言状況	社外監査役としての立場および各人の専門・経験を踏まえた発言・助言がありました。				
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

社外役員氏名	取締役	監査役	監査役	監査役
		川田 豊	船井 孝祐	石丸 哲也
当該役員の意見により、「決定された事業方針、その他の事項」が変更された場合、その内容	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
責任限定契約締結の内容の概要	当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本契約に基づく賠償責任限度額は、1千万円と法令が定める額とのいずれか高い額とします。 上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。			
当事業年度の役員報酬等総額	18百万円			
親会社、親会社の子会社からの役員報酬等受領総額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

1. 株式会社神戸製鋼所は当社の株式の10分の1以上を有する株主であります。
2. 川田 豊氏の社外取締役就任は当期中の6月27日のため、出席すべき取締役会回数は6月27日以降の14回ですが、そのうち11回出席しております。(当期中の総開催数は18回です。)

## 5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称           あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の合計額	42百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社の重要な子会社のうち、ナブコドア株式会社、上海納博特斯克液压有限公司、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Aerospace Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は同監査法人に対し、監査業務以外の業務である財務報告に係わる内部統制についてのアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

取締役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6．会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制においては、企業理念、企業倫理綱領およびグループ行動基準を適正かつ公正な事業活動の拠り所とし、取締役、監査役および全てのグループ社員はこれらを遵守することを基本とする。

当社の業務執行は、執行役員制およびカンパニー制に基づいて行い、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）および会計監査人を置く。また業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置する。

内部統制推進の最高責任者はCEOとし、その推進においてCEOを補佐するため、コンプライアンス本部を設置する。また、CEOは内部統制システムの整備にあたり、随時監査役と連携する。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法規制の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他必要に応じ見直しを行う。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役は、企業人として企業理念、企業倫理綱領、グループ行動基準の遵守はもとより、社会の一員として社会規範・倫理に即した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。
- (イ) 取締役（会）は、法令、定款、取締役会規則およびグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。
- (ウ) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告する。また、各取締役は、他の取締役を含め業務執行について法令および定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会および監査役（会）へ報告する。
- (エ) 意思決定においては、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性、適法性を確保する。
- (オ) 社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役は、その職務の執行に係る以下の情報（文書および電磁的記録。以下同じ。）について、法令および社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成および保存・管理を行う。

- (a) 株主総会議事録およびその関連資料

- (b) 取締役会議事録およびその関連資料
- (c) マネジメント・コミッティ等、取締役が主催する重要な会議体の議事内容の記録および関連資料
- (d) 取締役が決定者となる決定通知書および付属書類
- (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な書類
- (イ) 上記(ア)に定める情報の作成および保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長または別途定められた取締役、決定者あるいは職務執行取締役とする。
- (ウ) 電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。  
損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 業務執行に関し、損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役会に適正かつタイムリーに報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。
- (イ) 以下の事項に対し、リスクの管理および損失の予防を行うため、グループ横断的な組織の設置、社内規程の整備を行う。
  - (a) 事業環境や業界構造の変化および新技術、新規参入への対処の遅れ等に起因する事業の機会損失リスク
  - (b) 取締役、使用人の不適切な判断、業務処理あるいは重過失、不正行為等に起因する事業運営リスク
  - (c) カントリーリスクや販売先・仕入先の与信等に起因する代金回収不能・調達支障リスク
  - (d) 所有する金融資産や金利・為替の変動等に起因する金融リスク
  - (e) 基幹システムの停止・動作不良や情報漏洩等のITリスク
  - (f) 契約の不備、知的財産権の侵害等に起因する訴訟リスク
  - (g) E S H (Environment, Safety & Health : 環境・安全・健康)に関するリスク
  - (h) P L (Products Liability : 製造物責任)を含む品質に関するリスク
  - (i) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- (ウ) グループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の妥当性・合法性を確保し、リスクの管理を行う。
- (エ) 事故、災害および重要な品質問題発生時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達および緊急対応態勢を整備する。
- (オ) 取締役、使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役(会)へ報告するものとし、取締役(会)はその損失を最小限に止めるよう努める。



(カ)業務監査部を中心とした本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。取締役は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。

(イ)当社の事業内容、事業特性に鑑み、執行役員制・カンパニー制を採る。グループ責任・権限規程に基づき、取締役会の留保権限ならびにCEO、各執行役員（業務担当取締役を含む。以下同じ。）への委譲権限を明確にする。

(ウ)CEOおよび執行役員は、グループ責任・権限規程に基づき必要な意思決定手続を行った上で、業務執行および業務報告を行う。

(エ)取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、マネジメント・コミッティで事前審議を行い論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。  
使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア)CEOならびに各執行役員は、使用人に対し企業理念、企業倫理綱領およびグループ行動基準の浸透および実践的運用の徹底を図る。

(イ)コンプライアンスに関する専門部署を設置し、社会情勢および法改正等に即したコンプライアンス体制の見直しと、使用人に対するグループ横断的なコンプライアンス教育を行う。

(ウ)使用人は当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設する。企業倫理ホットラインの運用を通じ、通常の職制ラインでは報告されない情報の収集および適切な措置を施すことにより、法令違反を牽制する。

(エ)使用人の業務執行においては、法務部等の本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を徴収することを徹底し、適法性・適正性を確保する。

当社ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(ア)内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。

(イ)グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分および管理事項を規定するとともに、子会社の規模および重要性（当社グループへの影響度合い）および子会社の自主健全性を勘案し、グループ責任・権限体系を定める。

(ウ)全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化および財務報告の質的向上を図る。

(エ)子会社の社外取締役、社外監査役を当社より派遣し意思決定および業務執行の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役（会）から補助人設置の要請があった場合は、監査役（会）との事前協議の上、速やかに当該補助人を確保する。

前号の補助人の取締役からの独立性に関する事項

前号の補助人を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動および人事考課は、監査役（会）との事前合議の上、決定する。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ア)監査役はマネジメント・コミッティ他、全ての重要会議に出席できる体制とする。

(イ)監査役は全ての経営情報が閲覧できる体制とする。

(ウ)取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役（会）に報告する。

(エ)取締役および使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または当社の業務および財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)監査役は、重要会議への出席および経営情報の閲覧が可能であり、取締役と同等の情報に基づいた監査が実施できる体制とする。

(イ)CEOおよび専務取締役は、監査役（会）との意見交換会を定期的開催する。

(ウ)監査役はマネジメント・コミッティに出席し、業務執行における意思決定プロセスのチェックができる体制とする。

(エ)監査役は会計監査人および経理部と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制とする。

(オ)監査役はコンプライアンス推進部および業務監査部と定期的に監査状況の報告および監査に関する意見交換を行い、監査業務の充実を図ることができる体制とする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、ならびにこの基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとしての当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の具体的な内容を決定し、本定時株主総会で株主の皆さまにご審議いただき、株主の皆さまのご承認を条件に導入することを決議いたしました。

上記の内容につきましては、株主総会参考書類の「第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（46頁から67頁）に記載しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	( 95,625)	<b>流動負債</b>	( 57,098)
現金及び預金	26,534	支払手形及び買掛金	29,452
受取手形及び売掛金	47,249	短期借入金	12,437
たな卸資産	18,087	一年内返済予定の長期借入金	484
繰延税金資産	2,919	未払法人税等	2,461
その他	1,052	製品保証引当金	791
貸倒引当金	△ 218	土壤改良損失引当金	914
<b>固定資産</b>	( 67,597)	その他	10,556
<b>有形固定資産</b>	( 43,610)	<b>固定負債</b>	( 29,015)
建物及び構築物	16,383	社 債	11,000
機械装置及び運搬具	9,475	長期借入金	3,004
工具器具及び備品	2,461	退職給付引当金	11,489
土地	14,477	役員退職慰労引当金	281
建設仮勘定	811	繰延税金負債	2,337
<b>無形固定資産</b>	( 1,074)	負ののれん	361
ソフトウェア	865	その他	541
その他	209	<b>負債合計</b>	<b>86,113</b>
<b>投資その他の資産</b>	( 22,912)	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	21,086	<b>株主資本</b>	( 65,679)
繰延税金資産	393	資本金	10,000
その他	1,668	資本剰余金	17,583
貸倒引当金	△ 235	利益剰余金	38,304
<b>資産合計</b>	<b>163,223</b>	自己株式	△ 209
		<b>評価・換算差額等</b>	( 7,374)
		その他有価証券評価差額金	7,498
		為替換算調整勘定	△ 124
		<b>少数株主持分</b>	( 4,056)
		<b>純資産合計</b>	<b>77,109</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>163,223</b>

# 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		161,444
売 上 原 価		123,639
売 上 総 利 益		37,804
販売費及び一般管理費		21,377
営 業 利 益		16,427
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	87	
受 取 配 当 金	196	
貸 貸 料 収 益	234	
持分法による投資利益	404	
そ の 他	214	1,138
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	260	
た な 卸 資 産 処 分 損	99	
為 替 差 損	129	
そ の 他	207	696
経 常 利 益		16,869
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	34	
関 係 会 社 事 業 譲 渡 益	150	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	45	254
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	337	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	85	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	7	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1	432
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		16,691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,433	
法 人 税 等 調 整 額	782	6,216
少 数 株 主 利 益		691
当 期 純 利 益		9,783

## 連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から）  
（平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	10,000	17,710	30,387	△321	57,776
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,776		△1,776
役員賞与			△85		△85
当期純利益			9,783		9,783
自己株式の取得				△155	△155
自己株式の処分		△71		267	196
在外子会社法定基金繰入額			△3		△3
連結範囲の変動		△55			△55
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△127	7,917	112	7,902
平成19年3月31日残高	10,000	17,583	38,304	△209	65,679

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	6,995	△582	6,412	3,763	67,953
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,776
役員賞与					△85
当期純利益					9,783
自己株式の取得					△155
自己株式の処分					196
在外子会社法定基金繰入額					△3
連結範囲の変動					△55
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	503	458	961	292	1,253
連結会計年度中の変動額合計	503	458	961	292	9,156
平成19年3月31日残高	7,498	△124	7,374	4,056	77,109

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (イ)連結子会社の数……33社

主要会社名：ナブコドア(株)、東洋自動機(株)、ナブテスコサービス(株)、Nabtesco Precision Europe GmbH

Nabtesco Power Control Europe b.v. は、平成18年4月19日付にて新規に設立したため、連結の範囲に含めている。また、持分法適用関連会社であった エス・テイ・エス(株)は、平成19年3月27日付にて株式の追加取得により完全子会社となったことから、連結の範囲に含めている。なお、連結子会社であった P.T.PAMINDO TIGA T は、平成19年3月30日付にて出資持分の一部譲渡により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外している。さらに、(株)麻里布エンジニアリングは、平成18年10月1日にティーエスプレジジョン(株)が吸収合併したことにより消滅しているため、連結の範囲から除外している。

#### (ロ)非連結子会社の数…0社

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (イ)持分法適用関連会社の数……9社

主要会社名：TMTマシナリー(株)、ナブコシステム(株)

持分法適用関連会社であった エス・テイ・エス(株)は、平成19年3月27日付にて株式の追加取得により完全子会社となったことから、持分法の適用範囲から除外している。また、連結子会社であった P.T.PAMINDO TIGA T は、平成19年3月30日付にて出資持分の一部譲渡により子会社でなくなったため、当期より新たに持分法の適用範囲に含めている。

#### (ロ)持分法の適用の手続に関する事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は、Harmonic Drive Technologies Nabtesco Inc.、Nabtesco Aerospace Inc.、Nabtesco Motion Control Inc.、Nabtesco USA Inc.、NABCO ENTRANCES, INC.、NABCO ENGINEERING LIMITED、Nabtesco Precision Europe GmbH、NABMIC B.V.、Nabtesco Power Control Europe b.v.、Nabtesco Marine Service Singapore Pte Ltd、Nabtesco Marinetec Co.,Ltd.、Nabtesco Automotive Products (Thailand) Co.,Ltd.、上海納博特斯克液压有限公司、納博克自動門(北京)有限公司、納博特斯克鐵路運輸設備(北京)有限公司及び上海納博特斯克船用控制設備有限公司であり、その決算日(12月31日)の計算書類を用いて連結計算書類を作成している。

なお、決算日の異なる連結子会社16社については、当該会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上、必要な調整を行っている。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…主として移動平均法による原価法

###### (2) デリバティブ……………時 価 法

###### (3) たな卸資産

評価基準……………原 価 法

(ただし、在外連結子会社の原材料は、主として低価法によっている。)

評価方法

①製品・仕掛品…精密機器事業 : 主として総平均法

輸送用機器事業 : 主として移動平均法

航空・油圧機器事業 : 主として総平均法 (一部は個別法)

産業用機器事業 : 主として移動平均法

②原 材 料…主として移動平均法

##### (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

当社及び国内……………主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社の建物については定額法。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、主として3年間均等償却によっている。

在外連結子会社……………主として定額法

###### (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

##### (ハ) 重要な繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……………支出時に全額費用処理している。

##### (ニ) 重要な引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

①一般債権……………貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権……………財務内容評価法



- (2) 製品保証引当金  
製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。
- (3) 土壌改良損失引当金  
当社の旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。  
なお、数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～14年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員退職金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末における要支給額を計上している。
- (ホ) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (2) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
原則として、繰延ヘッジ処理によっている。  
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ  
ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建仕入債務、借入金
- ③ヘッジ方針  
ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。
- ④ヘッジ有効性評価の方法  
原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(ヘ) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっている。

(ト) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却している。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却している。

(チ) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、73,053百万円である。

(リ) 追加情報

(製品保証引当金)

当連結会計年度において、製品の引渡後に発生する補修費用等の支出が見込まれることとなったため、当該費用の発生額を個別に見積って製品保証引当金に計上している。

(ヌ) 重要な後発事象

(退職給付制度の変更)

当社は、平成19年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、確定拠出年金制度等への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行う。本制度変更による翌連結会計年度損益への影響は、新制度による退職給付債務額を算定中であるため、現時点では未確定である。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	441百万円
土 地	944百万円
合 計	1,386百万円

#### (2) 担保に係る債務

一年内返済予定 の長期借入金	34百万円
長期借入金	4百万円
合 計	38百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

72,109百万円

### 3. 保証債務

(1) 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証 23百万円

(2) 連結会社以外の会社の金融機関からのリース債務に対する経営指導念書の差入れ  
69百万円  
(584千米ドル)

### 4. 期末日満期手形の処理

連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理している。従って、当連結会計年度末日は、金融機関の休日であったため連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれている。

受取手形	523百万円
支払手形	103百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 127,212,607株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	887	7	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月10日 取締役会	普通株式	889	7	平成18年9月30日	平成18年12月8日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	889	7	平成19年3月31日	平成19年6月27日

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 29,000株

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 575円19銭

1株当たり当期純利益 77円10銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

ナブテスコ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員    公 認 会 計 士   米   林            彰 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員    公 認 会 計 士   三   浦   洋   輔 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員    公 認 会 計 士   原   田   大   輔 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナブテスコ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	( 77,469)	<b>流 動 負 債</b>	( 51,953)
現金及び預金	21,812	支払手形	574
受取手形	4,578	買掛金	24,437
売掛金	34,199	短期借入金	11,620
製品	1,741	一年以内返済予定の長期借入金	410
原材料	5,634	未払金	3,388
仕掛品	5,118	未払費用	3,338
貯蔵品	199	未払法人税等	1,702
前払費用	73	前受金	488
繰延税金資産	127	預り金	4,268
短期貸付金	2,130	設備関係支払手形	6
未収入金	2,878	製品保証引当金	791
その他金	779	土壌改良損失引当金	914
貸倒引当金	80	その他	14
<b>固 定 資 産</b>	( 62,145)	<b>固 定 負 債</b>	( 27,070)
<b>有形固定資産</b>	( 35,415)	社債	11,000
建物	13,175	長期借入金	3,000
構築物	663	退職給付引当金	10,409
機械及び装置	7,756	役員退職慰労引当金	155
車両及び運搬具	42	繰延税金負債	1,974
工具器具及び備品	2,039	長期未払金	188
土地	11,078	長期預り金	341
建設仮勘定	660	<b>負債合計</b>	<b>79,024</b>
<b>無形固定資産</b>	( 883)	<b>(純資産の部)</b>	
特許権	39	<b>株 主 資 本</b>	( 55,394)
ソフトウェア	801	資本金	( 10,000)
その他	43	資本剰余金	( 29,620)
<b>投資その他の資産</b>	( 25,846)	資本準備金	24,690
投資有価証券	18,307	その他資本剰余金	4,929
関係会社株式	5,276	<b>利益剰余金</b>	( 15,977)
関係会社出資金	1,480	利益準備金	1,076
長期貸付金	1	その他利益剰余金	14,900
長期前払費用	118	特別償却準備金	10
その他の他金	760	資産圧縮積立金	18
貸倒引当金	△ 100	繰越利益剰余金	14,872
<b>資産合計</b>	<b>139,615</b>	<b>自己株式</b>	( 203)
		評価・換算差額等	( 5,197)
		その他有価証券評価差額金	5,197
		<b>純資産合計</b>	<b>60,591</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>139,615</b>

# 損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		121,607
売 上 原 価		97,832
売 上 総 利 益		23,774
販売費及び一般管理費		12,242
営 業 利 益		11,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38	
受 取 配 当 金	772	
賃 貸 料 収 益	287	
そ の 他	79	1,177
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	195	
た な 卸 資 産 処 分 損	75	
為 替 差 損	108	
そ の 他	115	494
経 常 利 益		12,215
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	41	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	22	104
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	290	
ゴルフ会員権売却損	7	
ゴルフ会員権評価損	1	299
税 引 前 当 期 純 利 益		12,020
法人税、住民税及び事業税	3,814	
法 人 税 等 調 整 額	1,128	4,942
当 期 純 利 益		7,078

# 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高	10,000	24,690	5,000	29,691
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
役員賞与				
任意積立金の取崩				
任意積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△ 71	△ 71
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 71	△ 71
平成19年3月31日残高	10,000	24,690	4,929	29,620

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金 合計		
		特別償却 準備金	資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高	1,076	—	19	9,633	10,728	△ 316	50,104
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 1,776	△ 1,776		△ 1,776
役員賞与				△ 53	△ 53		△ 53
任意積立金の取崩		△ 3	△ 1	4	—		—
任意積立金の積立		14		△ 14	—		—
当期純利益				7,078	7,078		7,078
自己株式の取得						△ 155	△ 155
自己株式の処分						267	196
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	10	△ 1	5,239	5,248	112	5,289
平成19年3月31日残高	1,076	10	18	14,872	15,977	△ 203	55,394



(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,678	4,678	54,782
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 1,776
役員賞与			△ 53
任意積立金の取崩			—
任意積立金の積立			—
当期純利益			7,078
自己株式の取得			△ 155
自己株式の処分			196
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	518	518	518
事業年度中の変動額合計	518	518	5,808
平成19年3月31日残高	5,197	5,197	60,591

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ……………時 価 法

#### (3) たな卸資産

評価基準……………原 価 法

評価方法

① 製品・仕掛品…精密機器事業 : 総平均法

輸送用機器事業 : 移動平均法

航空・油圧機器事業 : 総平均法 (一部は個別法)

産業用機器事業 : 移動平均法

② 原 材 料……………移動平均法 (一部は総平均法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

建物及び建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っている。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっている。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用処理している。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

① 一般債権……………貸倒実績率法

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権……………財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。

(3) 土壌改良損失引当金

旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年及び14年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規による当事業年度末における要支給額を計上している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建仕入債務、借入金

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

## 6. 重要な会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、60,591百万円である。

## 7. 追加情報

(製品保証引当金)

当事業年度において、製品の引渡後に発生する補修費用等の支出が見込まれることとなったため、当該費用の発生額を個別に見積って製品保証引当金に計上している。

## 8. 後発事象

(退職給付制度の変更)

当社は、平成19年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、確定拠出年金制度等への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行う。

本制度変更による翌事業年度損益への影響は、新制度による退職給付債務額を算定中であるため、現時点では未確定である。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	65,717百万円
2. 保証債務	
(1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証	23百万円 (6,400千タイバーツ)
	31百万円 (2,030千人民元)
	23百万円
	78百万円
(2) 関係会社の金融機関からのリース債務に対する経営指導念書の差入れ	69百万円 (584千米ドル)
(3) 関係会社の金融機関からの仕入債務に対する重疊的債務引受	1,787百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	12,237百万円
短期金銭債務	5,080百万円
4. 期末日満期手形の処理	
事業年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理している。従って、当事業年度末日は、金融機関の休日であったため事業年度末日満期手形が以下の科目に含まれている。	
受取手形	160百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高			
売	上	高	25,582百万円
仕	入	高	12,470百万円
(2) 営業取引以外の取引高			
受取配当金			578百万円
貸貸料収益			270百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	196,712株
------	----------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	4,235百万円
役員退職慰労引当金	63百万円
未払金	427百万円
未払賞与	1,026百万円
製品保証引当金	321百万円
土壌改良損失引当金	371百万円
ゴルフ会員権評価損	98百万円
貸倒引当金	756百万円
その他	108百万円
繰延税金資産小計	7,410百万円
評価性引当額	△ 818百万円
繰延税金資産合計	6,592百万円

### 繰延税金負債

資産圧縮積立金	2,246百万円
その他有価証券評価差額金	4,182百万円
その他	8百万円
繰延税金負債合計	6,437百万円

繰延税金資産の純額

155百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	94百万円	61百万円	32百万円
車両及び運搬具	39百万円	11百万円	28百万円
工具器具及び備品	959百万円	539百万円	419百万円
ソフトウェア	175百万円	71百万円	104百万円
合計	1,269百万円	683百万円	585百万円

(注) 取得価額相当額は、有形固定資産等の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1	年	以	内	232	百万円		
1	年	超		353	百万円		
合				計		585	百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産等の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支	払	リ	ー	ス	料	249	百万円
減 価 償 却 費 相 当 額						249	百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	477円04銭
1 株当たり当期純利益	55円78銭

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	事業区分	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	ナブコドア㈱	産業用機器	63.5	有	製品の販売等	製品の販売	4,097	売掛金	1,612
子会社	ディーエスヒートロニクス㈱	精密機器	100.0	無	資金の援助等	資金の援助	345	短期貸付金	1,439

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1 上記取引については、市場価格等を勘案し決定している。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

ナブテスコ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 浦 洋 輔 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月8日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	萩 原 茂 明	Ⓔ
常 勤 監 査 役	松 田 孝 介	Ⓔ
監 査 役	船 井 孝 祐	Ⓔ
監 査 役	石 丸 哲 也	Ⓔ
監 査 役	柴 山 高 一	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、当社とグループ全体の収益水準をベースに安定的且つ継続的な配当を基本とし、将来の企業価値を高めるための内部留保との調和を勘案して行うとしております。

当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額889,111,265円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日

なお中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に比べ1株当たり2円増配の14円となります。

### 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役 興津 誠、松本 和幸、秋山 晋一、田中 均、児山 立平、阿部 裕、佐和 博、坪内 繁樹、井上 陽一、川田 豊の10名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	松本 和幸 (昭和20年9月21日生)	昭和45年4月 帝人製機株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長(現任)	59,000株
2	秋山 晋一 (昭和19年10月20日生)	昭和43年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成11年1月 株式会社ナブコ制御システム事業部主席部員 平成11年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役(現任)、企画本部長(現任)	35,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の 数
3	児 山 立 平 (昭和20年10月24日生)	昭和43年4月 帝人製機株式会社入社 平成13年6月 同社執行役員 平成15年9月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社常務取締役(現任)、 鉄道カンパニー社長(現任)	25,000株
4	阿 部 裕 (昭和21年8月5日生)	昭和44年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成13年6月 株式会社ナブコ取締役 平成15年9月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役、ナブコカンパニー社 長(現任) 平成18年6月 当社常務取締役(現任)	23,000株
5	佐 和 博 (昭和22年12月13日生)	昭和45年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成14年6月 株式会社ナブコ取締役 平成15年9月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役(現任)、パワー コントロールカンパニー社長(現 任)	20,000株
6	松 田 保 (昭和22年2月20日生)	昭和44年4月 帝人製機株式会社入社 平成8年4月 同社松山工場 総務部長 平成15年9月 当社企画本部企画部長 平成16年6月 当社執行役員(現任) 平成18年6月 当社コンプライアンス本部長(現 任)	23,000株
7	中 村 秀 一 (昭和23年3月26日生)	昭和45年4月 帝人製機株式会社入社 平成12年6月 同社生産技術部長 平成14年6月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成15年9月 当社執行役員(現任) 平成18年6月 当社総務・人事本部長(現任)	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
8	坪内 繁樹 (昭和25年2月27日生)	昭和50年4月 帝人製機株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成15年9月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年6月 当社精機カンパニー社長(現任)	20,000株
9	井上 陽一 (昭和23年1月1日生)	昭和47年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成14年11月 株式会社ナブコ建築事業部長代理 平成15年6月 同社執行役員 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役(現任)、技術本部副本部長(現任)	18,800株
10	川田 豊 (昭和25年6月29日生)	昭和50年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成16年4月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川田 豊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川田 豊社外取締役候補者について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について  
川田 豊氏につきましては、株式会社神戸製鋼所の常務執行役員を務められ、深い経験と見識・能力を有し、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立性を当社のコーポレートガバナンスの強化に生かしていただいたため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、1年間であります。
- (2) 在任中に不法または不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および発生後の対応について  
該当事項はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
川田 豊氏は、現在、当社の社外取締役であり、当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。契約の内容の概要につきましては事業報告13頁に記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役萩原茂明、船井孝祐の2名は、本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	野上達夫 (昭和23年3月30日生)	昭和46年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成9年1月 株式会社ナブコ車両事業部神戸工場主席部員 平成13年4月 同社福祉機器本部副本部長 平成15年4月 ナブコドア株式会社顧問 平成15年6月 同社取締役、経営管理部長（現任） 平成18年6月 同社常務取締役（現任）	2,000株
2	山田正彦 (昭和20年2月15日生)	昭和42年4月 アイシン精機株式会社入社 平成6年2月 同社工機事業部試作工場長 平成11年6月 同社取締役 平成15年6月 アイシン軽金属株式会社専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成18年12月 同社顧問（現任）	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田正彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田正彦社外監査役候補者について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について  
山田正彦氏につきましては、アイシン軽金属株式会社の代表取締役を務められ、深い経験と見識・能力を有し、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立性を当社のコーポレートガバナンスの強化に生かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について  
本議案をご承認いただいた後に、社外監査役候補者である山田正彦氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。契約の内容の概要につきましては以下のとおりです。  
会社法第423条第1項の賠償責任につき、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無い場合には賠償責任限度額は、1千万円と法令が定める額とのいずれか高い額とします。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 興津 誠、田中 均および監査役の萩原茂明の3氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、これら3氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、退任取締役に対しては総額6,341万円、退任監査役に対しては1,485万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお退任取締役に対しての具体的な金額およびその贈呈時期、方法等は取締役会に、退任監査役に対しての贈呈時期、方法等は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
興 津 誠	平成15年9月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）
田 中 均	平成15年9月 当社取締役 平成16年6月 当社専務取締役（現任）
萩 原 茂 明	平成15年9月 当社常勤監査役（現任）

#### 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）、ならびにこの基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（同条第2号ロ）としての当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、本プランの導入につきましては、株主の皆様のご意思を広く反映させるために、本総会においてご承認を受けることを条件に導入することいたしました。

つきましては本プランを導入することのご承認をお願いするものであります。

## 1. 基本方針について

### (1) 企業価値の源泉について

平成15年9月29日、当社はティーエスコポーレーション株式会社（旧帝人製機株式会社）と株式会社ナブコを完全子会社とする持株会社として設立され、その1年後の平成16年10月に両社を吸収合併いたしました。以来、両社のコア技術である「モーションコントロール技術」ならびに「制御システム技術」の融合により技術シナジーを生み出し、企業価値の増大を図っております。

当社グループは、航空機用機器、新幹線向けをはじめとする鉄道車両用機器、商用車用のブレーキ機器、産業用ロボット向けを主とした精密減速機、建設機械用油圧機器、自動ドア、船舶用遠隔操縦装置など「空・陸・海」をカバーする幅広いモーションコントロール製品を扱っており、これらを4つの事業セグメント（精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器）に区分し運営しております。各事業は、それぞれが独自の市場を形成し、特定の用途市場において国内外で高いシェアの製品を有しているとともに、他社には見られない独特のシナジーを生み出しています。

また、当社グループのお客さまは、それぞれの業界において世界トップクラスの企業であります。そのお客さまと築き上げてきた信頼関係も、当社グループにとっての企業価値の源泉であると認識しております。

当社グループが今後さらなる成長を遂げ企業価値向上を果たすためには、シナジーを最大化し、お客さまとの信頼関係をさらに強化していくことが必要であり、これらを実現するためには、個別最適、つまり各事業の独自性と、全体最適、つまり基盤技術・ノウハウ・人材の横断的かつ有機的な活用のバランスを取ることが必要不可欠であると考えております。

当社では、当社グループを構成する事業全体を十分に把握した上で、迅速かつ適正な意思決定が実行できるコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。

### (2) 基本方針の内容について

当社は、当社グループの企業価値の源泉が、以上で述べましたような当社グループが築き上げてきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社が導入する敵対的買収防衛策に関する基本方針といたします。

## 2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

### (1) 企業理念について

当社グループは「ナブテスコは、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。」を企業理念に掲げ、平成26年度の当社グループの目指すべき姿として長期ビジョンを設定するとともに、その達成に向けた実行計画として平成17年度から平成19年度の3カ年を対象とする中期経営計画を策定し、推進しております。

当社グループが、すべてのステークホルダーにとって「価値のある存在」であり続けるためには、企業理念に基づき「多くの人命をお預かりし、多くの人々の生活をサポートするという使命と社会的責任を担っている」という信念の下、全グループ社員が一致団結し、永年蓄積された専門知識や専門技術に基づく顧客や取引先等との親密な関係、事業を営んでいる地域社会との信頼関係を構築・維持し続けることが重要であると考えております。当社グループはこのような取り組みを通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

### (2) 長期ビジョン・中期経営計画と株主に対する利益還元策

平成17年5月に10年後（平成26年度）の当社グループの目指す姿を示した長期ビジョンを制定し、その達成に向けたファーストステップの実行計画として、平成17年度から平成19年度を対象とした中期経営計画を策定しました。

#### 「長期ビジョン」

社会とともに成長するグローバル企業集団  
～ 挑戦、創造、そして飛躍へ～

(平成26年度の経営目標)

売上高	2,200億円
営業利益率	15%
ROE	15%以上

#### 「中期経営計画」

##### 中期経営基本方針

##### ① 新商品・新事業の創出

モーションコントロール技術の強化・進化による新商品・新事業の創出を重要課題とし、長期ビジョンの利益の源泉となる商品・事業の立上げに集中的に取り組めます。



- ② 既存事業の収益力強化  
収益性の高い事業・高成長率が期待できる事業へ積極的に投資し、各事業の優位性の強化と弱みの克服に取り組みます。
- ③ 海外市場への積極的参入  
海外市場への展開を強化します。特に中国を長期的な成長が期待できる有望市場、欧米を当社製品の重要市場と位置付け、両地域での事業展開を重点的に行います。
- ④ CSR重視の経営  
ステークホルダー（株主、取引先、従業員、社会等）を重視した経営を行います。また、地域の法令、規制、文化などを遵守・尊重し、高い倫理観をもって経営します。さらに、環境への配慮を重視します。
- ⑤ 組織風土の変革  
効率的・効果的な人員配置を進め、グループ全体最適が促進される仕組みづくりを行います。また、長期的視点に立ち技術人材・海外人材の育成に取り組みます。

#### 中期経営目標

- ① 利益ある成長  
平成19年度の売上高目標を1,550億円、当期純利益目標を95億円としています。
- ② 効率性の向上  
平成19年度末のROA 8%、ROE 15%の達成を目指します。
- ③ 財務体質の強化  
3カ年の累計フリーキャッシュ・フロー250億円を目指します。

上記の売上高、当期純利益の目標は当期（平成18年度）で達成し、平成19年度の業績見通しとして、売上高1,650億円、当期純利益100億円と予想しております。

また平成20年3月末時点のROA 6%、ROE 13%、3カ年の累計フリーキャッシュ・フロー223億円と予想しております。

上記の中期経営計画の達成に向け邁進してきた結果、当社グループは設立期以来3期連続で増収増益を達成いたしました。今後はさらなる成長のため、海外市場への積極的な参入と新商品ならびに新事業の創出を加速させ、長期ビジョンの達成に向け取り組んでまいります。

また、株主さまに対する利益還元といたしましては、当社とグループ全体の業績をベースに、株主さまへの安定的かつ継続的な配当を基本とし、将来の企業価値を高めるための内部留保との調和を図ってまいります。内部留保金は、成長につながる戦略的な投資、機動的な資本政策の遂行のために使用します。

### (3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、当社グループの永続的な価値の増大を目指すとともに、株主さまをはじめとするステークホルダーからさらに信頼される会社になるため、法令遵守はもとより、高い透明性と倫理観に基づく企業経営の実践に努めております。

当社は、当社グループの事業内容、事業特性に鑑み、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制・カンパニー制を採用するとともに、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）および会計監査人を設置しており、業務執行、経営上の意思決定・監督、経営監視の機能を明確に区分しております。

さらに、業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置しております。マネジメント・コミッティには常勤監査役も出席し、重要な取締役会付議案件は事前に審議し論点を整理した上で取締役会に上程することで、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図っております。

現在、当社の取締役会は1名の社外取締役を含む10名で構成しています。また、取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期は当社の定款で1年と定めています。さらに、取締役会の諮問機関として社外役員2名を含む3名からなる報酬委員会を設置し、常勤取締役および執行役員の処遇の大綱ならびにその運用について審議し、適正化に資しています。

当社の監査役は、常勤監査役2名、非常勤である社外監査役3名であり、これら5名で監査役会を構成しています。さらにグループ会社の監査役を含めたグループ監査役会を設置し、グループ監査体制の強化を図っております。

これらの体制を整備、強化することにより、業務執行の敏速性および機動性を維持しつつ、企業統治体制の強化と責任の明確化を図り、当社グループの企業価値向上に資する効率的かつ透明性の高い企業経営を実現いたします。

### 3. 本プランの導入目的

前述のとおり4つの事業セグメントで構成された当社グループは、幅広いノウハウと豊富な経験を有し、国内外のお客さまの間には、顧客ニーズの実現と製品の安定供給を通じて高い信頼関係が築かれております。さらに、各事業はマーケティング、技術開発、ものづくり等において相互に有機的に作用し、当社独特のシナジーを生み出しております。

このような状況のなかで、当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆さまや投資家の皆さまにご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然当社株式の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまが短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社グループに与える影響や、当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆さまの判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立した外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会が得られることとなります。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主さま全体の利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

#### 4. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

###### ① 本プランの概要

本プランは、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為（4.(2)において定義されます。）が行われる場合に、大規模買付行為を行うおととする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、〔1〕事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、〔2〕大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、〔3〕株主の皆さまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、および大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

###### ② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうか否か、および対抗措置を執るか否かの検討ならびに判断については、その客観性、公正さ、および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することといたします。

独立委員会は、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

取締役会の決議に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ、および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

なお、当社取締役会が諮問する、かかる例外的な対抗措置の具体的内容については後記4.(7)をご参照ください。

##### (2) 対象となる大規模買付行為

本プランは、以下のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

###### ① 当社が発行者である株券等<sup>注1</sup>に関する大規模買付者の株券等保有割合<sup>注2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得<sup>注3</sup>

- ② 当社が発行者である株券等<sup>注4</sup>に関する大規模買付者の株券等所有割合<sup>注5</sup>とその特別関係者<sup>注6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得<sup>注7</sup>
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大規模買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為<sup>注8</sup>

---

注

- 1 証券取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。
- 2 証券取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。なお、かかる株券等保有割合の計算上(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、買付者等の共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび証券取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 4 証券取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。
- 5 証券取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。
- 7 買付けその他の有償の譲受けおよび証券取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 当該大規模買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他証券取引法第27条の23第5項および同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

### (3) 情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）および大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店・事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先等も明示していただきます。

なお本必要情報および意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して証券取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、資本政策、配当政策、資産活用策（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）等

- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社グループに係る利害関係者との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初意向表明書により提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、不備のない適切な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に、書面により、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で、当社取締役会がその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、本必要情報および意向表明書に記載の内容が不十分であると判断した場合は、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または間接に本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、直ちにその旨を法令および関係する証券取引所の規則に従って、当社株主の皆さまに対して開示いたします。

#### (4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報および意向表明書の提供を完了した後60営業日を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社グループを構成する4つの事業セグメントが、それぞれ独自の市場を形成し優良顧客との信頼関係を築いていること、また、相互に有機的に作用し独特のシナジーを生み出していることなどから多岐にわたる検討が必要であり、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定したものです。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付

者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得るものとします。なおかかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

独立委員会は、当社取締役会に対しても、取締役会検討期間内に大規模買付行為の内容に対する意見ならびにその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができるものとします。

なお独立委員会が取締役会評価期間内に下記(5)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30営業日延長することができるものとします。（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、直ちにその旨を法令および関係する証券取引所の規則に従って、当社株主の皆さまに対して開示いたします。

#### (5) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

##### ① 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### ア. 大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断したときは、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(ア) 次の(a)から(d)までに掲げる行為等により当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益に対する著しい侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合



- (a) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 会社を一時的に支配して、会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させるなど会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- (c) 会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (イ) 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等のすべてではなく、その一部のみを対象とする公開買付け。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- (ウ) 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (エ) 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合
- (オ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として実質的に見て不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) 法令または当社の定款に違反する大規模買付行為である場合
- (キ) その他(ア)ないし(カ)に準ずる場合で、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### イ. 大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

#### ② 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (6) 本必要情報の変更

前記4.(3)の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### (7) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置とします。大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙2に記載のとおりです。

## 5. 株主・投資家の皆さまに与える影響等

### (1) 本プランの株主・投資家の皆さまに与える影響等

本プランは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受けられる機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、前記4.において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

当社取締役会は、企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上することを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を執ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆さま（本プランの定める手続に違反した大規模買付者および当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社は、当社取締役会が具体的対抗措置を執ることを決定した場合には、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権の無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆さまに必要となる手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告いたします。基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に

記載または記録された株主の皆さまに新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆さまにおかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。)

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆さまに対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 6. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、当社は、当社取締役会において、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## 7. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（[1] 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、[2] 事前開示・株主意思の原則、[3] 必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、当社株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

## (2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆さまならびに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、平成19年5月8日に本プランについて予め開示いたしました。

また、当社は今後も、法令および関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

## (3) 株主意思の重視

当社は、本プランについての株主の皆さまのご意思を確認するために、本定時株主総会において本プランの導入についての当社株主の皆さまのご意思を反映させていただきます。

前記6. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止が決定された場合には、その時点で本プランは廃止されることになり、その意味で本プランの消長は、株主の皆さまのご意思に基づくこととなっております。

また、前記6. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の取締役会においても廃止が決定された場合にもその時点で本プランは廃止されることとなりますが、当社の取締役の任期は1年とされていますので、当社取締役の選任議案を通じて本プランの消長につき1年毎に株主の皆さまのご意思が反映されます。

## (4) 独立委員会の設置

当社は、前記4. (1) ②記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、社外監査役および社外有識者から構成される独立委員会を設置し、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができ、これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

## (5) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前記6. 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、社外の有識者から構成し、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 対抗措置の発動または不発動
  - (2) 対抗措置の中止またはそれらに類する事項
  - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - (1) 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性の判断
  - (2) 取締役会評価期間の延長の決定
  - (3) 大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - (4) 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - (6) 本プランの修正または変更の承認

- (7) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (8) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- 6. 独立委員会は、大規模買付者に対し、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、取締役会評価期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- 7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- 9. 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

柴山 高一(昭和11年10月2日生)

【略歴】 昭和35年4月 山一証券株式会社入社  
昭和41年10月 プライスウォーターハウス入社  
昭和45年3月 公認会計士開業登録  
昭和58年8月 税理士登録  
平成9年7月 プライスウォーターハウス青山コンサルティング株式会社顧問  
平成14年7月 税理士法人中央青山(現税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)顧問(現任)  
平成15年6月 ソフトバンク株式会社社外監査役(現任)  
平成15年9月 当社社外監査役(現任)

鶴田 六郎(昭和18年6月16日生)

【略歴】 昭和45年4月 東京地方検察庁検事  
昭和62年9月 法務省刑事局参事官  
平成3年12月 法務大臣官房参事官  
平成4年4月 東京高等検察庁検事、法務省刑事局刑事課長  
平成8年4月 最高検察庁検事  
平成9年6月 佐賀地方検察庁検事正  
平成14年8月 最高検察庁公安部長  
平成16年6月 東京地方検察庁検事正  
平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長  
平成18年7月 弁護士登録  
平成18年10月 千葉大学法科大学院教授就任(現任)

新堀 聰(昭和9年6月13日生)

【略歴】 昭和33年4月 三井物産株式会社入社  
昭和50年12月 ハーバード大学経営大学院(ビジネススクール)においてPMD(Program for Management Development)修了  
昭和60年10月 米国三井物産株式会社上級副社長兼サンフランシスコ支店長  
平成3年10月 株式会社三井物産貿易経済研究所代表取締役社長兼研究所長  
平成5年4月 日本大学商学部教授  
平成5年9月 早稲田大学より博士(商学)の学位を授与  
平成7年9月 日本大学商学部商学研究所長  
平成16年6月 日本大学商学部教授を退職  
平成17年4月 日本大学大学院商学研究科客員教授(現任)

以上



## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式を分割または株式併合等行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において、別途定めるものとする（なお、(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大規模買付行為者、(Ⅳ)特定大規模買付行為者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。）

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第

27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。

- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)
- ③ 「特定大規模買付行為者」とは、公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

## 7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない行為を行った日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式(以下「交付株式」という。)を交付し、非適格者にあたる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる新た

な新株予約権（これらの全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る。）を交付する旨の定めを設けることができる場合がある。

#### 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (1) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
- (3) その他取締役会が別途定める場合

#### 9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### ●インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. 議決権の行使は、株主総会開催日前日(平成19年6月25日(月曜日))午後6時までの行使分が有効です。議決権行使数の集計などの都合上、できるだけ早めにご行使されますようお願い申し上げます。
3. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. 書面およびインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
5. 議決権行使サイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担となります。  
なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

### ●パスワードのお取扱い

1. パスワードは、議決権をご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
2. パスワード入力時に一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従って手続きください。
3. 不正利用防止のため、パスワードのお電話によるご照会にはお答えできません。
4. 今回ご案内するパスワードおよび株主さまご本人登録のパスワードは、本株主総会に關してのみ有効です。

### ●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

1. ハードウェアの条件
  - (1) インターネットにアクセスできる状態であること。
  - (2) 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること。
2. ソフトウェアの条件
  - (1) マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Version 5.01 Service Pack 2以上のバージョンをインストール(導入)済みで、使用できる状態であること。

(2)アドビシステムズ社アドビリーダー(Adobe®Reader®)Ver. 4.0以上のバージョンをインストール(導入)済みで、使用できる状態であること。

(Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社、Adobe®Reader®はアドビシステムズ社の、米国および各国での商標、登録商標または製品名です。)

\*議決権行使サイト上にて、総会関係資料および議案内容をご参照されない場合は、上記(2)の条件は必要ありません。

●お問合せ先

インターネットによる議決権行使に際してパソコンの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

1. インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 【電話】0120-65-2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)
---

2. 株主さまのご登録の住所・株式数のご照会などは、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター 【電話】0120-78-2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)
--

〈メモ欄〉

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

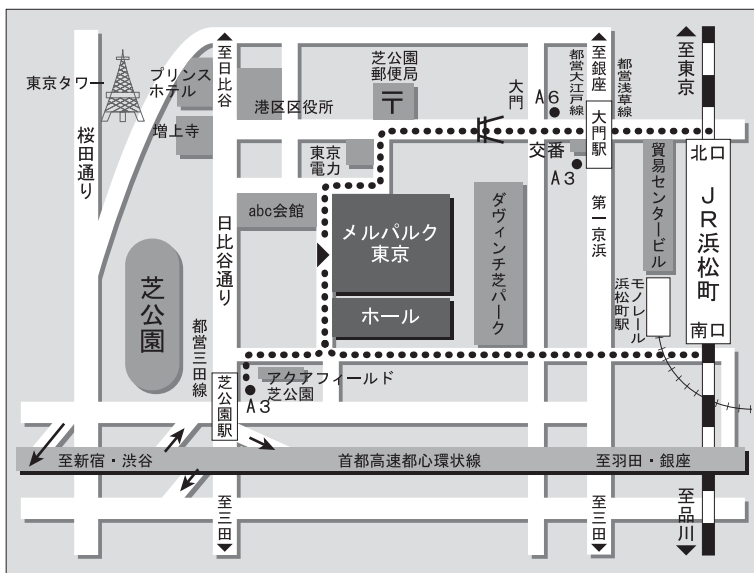
## 株主総会会場ご案内図

会 場：〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目 5 番20号  
メルパルク東京（郵便貯金会館）  
5階 瑞雲

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分  
大 門 駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口または  
A6出口 徒歩4分

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅（北口）徒歩8分または  
（南口）S5階段「金杉橋方面」 徒歩8分

モノレール：浜松町駅（北口）徒歩8分



当会場には専用駐車場がございませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。

